

発信者情報開示仮処分命令申立事件

債権者 伊東孝介

債務者 グーグル・エルエルシー

## 管 轄 上 申 書

令和5年4月12日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者 伊東孝介 ⑩

### 1 国際裁判管轄について

債務者が管理する口コミ投稿サイト Google マップ（以下、「本件サイト」という。）は、世界中でサービスを提供し、日本在住の日本人向けにも日本語でサービスを提供するサイトである。よって民事訴訟法第3条の3の5号により、債務者は「日本において事業を行う者」に該当し、日本国の裁判所に国際裁判所管轄が認められる。

### 2 国内管轄について

債務者は海外に拠点を置く法人であり、日本国内に主たる事務所及び営業所は有しておらず、日本における主たる代表者その他の主たる業務担当者は存在しない。よって、民事訴訟法第10条の2及び民事訴訟規則第6条の2により、東京都千代田区を管轄する東京地方裁判所に管轄が生じる。

以上